

庁達第2号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市行革推進本部規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

(堺市行革推進本部規程の一部改正)

第1条 堺市行革推進本部規程(昭和60年庁達第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「上下水道局次長」を「上下水道局次長(企業経営担当)」に、「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

別表第2中「議会事務局総務課長」を「議会局政策総務課長」に改める。

(堺市庁議規程の一部改正)

第2条 堺市庁議規程(平成12年庁達第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(堺市危機管理センター設置規程の一部改正)

第3条 堺市危機管理センター設置規程(平成19年庁達第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号ア中「市長公室」の次に「、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室」を加え、同号イ中「、ICT政策担当課長、事業推進担当課長及び議会事務局総務課長」を「及び政策総務課長」に改め、同号ウ及び同表第17号中「上下水道局次長」を「上下水道局次長(企業経営担当)」に改め、同表第20号中「議会事務局」を「議会局長」に改める。

(堺市SDGs未来都市推進本部規程の一部改正)

第4条 堺市SDGs未来都市推進本部規程(平成20年庁達第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「上下水道局次長」を「上下水道局次長(企業経営担当)」に、「議会事務局」を「議会局長」に改める。

別表第2中「議会事務局総務課長」を「政策総務課長」に改める。

(堺市アスベスト対策推進本部規程の一部改正)

第5条 堺市アスベスト対策推進本部規程(平成29年庁達第8号)の一部を次のように

改正する。

別表第1中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（技術監理担当）」に、「議会議務局長」を「議会局長」に改める。

（堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程の一部改正）

第6条 堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程（平成31年庁達第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「会計室長」の次に「、教育次長、教育監」を加え、「議会議務局長」を「議会局長」に、「議会議務局」を「議会局」に改める。

第6条第1項中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に改める。

第7条第1号ア及び第9条第1項第2号中「発令され」を「発表され」に改める。

第13条中「議会議務局」を「議会局」に改める。

（堺市内部統制推進本部規程の一部改正）

第7条 堺市内部統制推進本部規程（令和2年庁達第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に、「議会議務局長」を「議会局長」に改める。

（堺市環境マネジメントシステム規程の一部改正）

第8条 堺市環境マネジメントシステム規程（令和2年庁達第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に改める。

（堺市ICT戦略推進本部規程の一部改正）

第9条 堺市ICT戦略推進本部規程（令和2年庁達第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に、「議会議務局長」を「議会局長」に改める。

別表第2中「議会議務局総務課長」を「政策総務課長」に改める。

別表第3中

「税制課長」を「ICTイノベーション推進室参事（システム標準化担当）
税制課長」に、

「生活援護管理課長
長寿支援課長」を「生活援護管理課長」に、

「健康医療政策課長」を「健康医療政策課長
健康推進課長」に、「幼保推進課長」を「幼保政策課

長」に改める。

（堺市情報セキュリティ基本規程の一部改正）

第10条 堺市情報セキュリティ基本規程（令和5年庁達第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（堺市副市長の事務分担に関する規程の一部改正）

第11条 堺市副市長の事務分担に関する規程（令和5年庁達第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表佐小副市長の項第2号中「議会事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。